

(資料2)

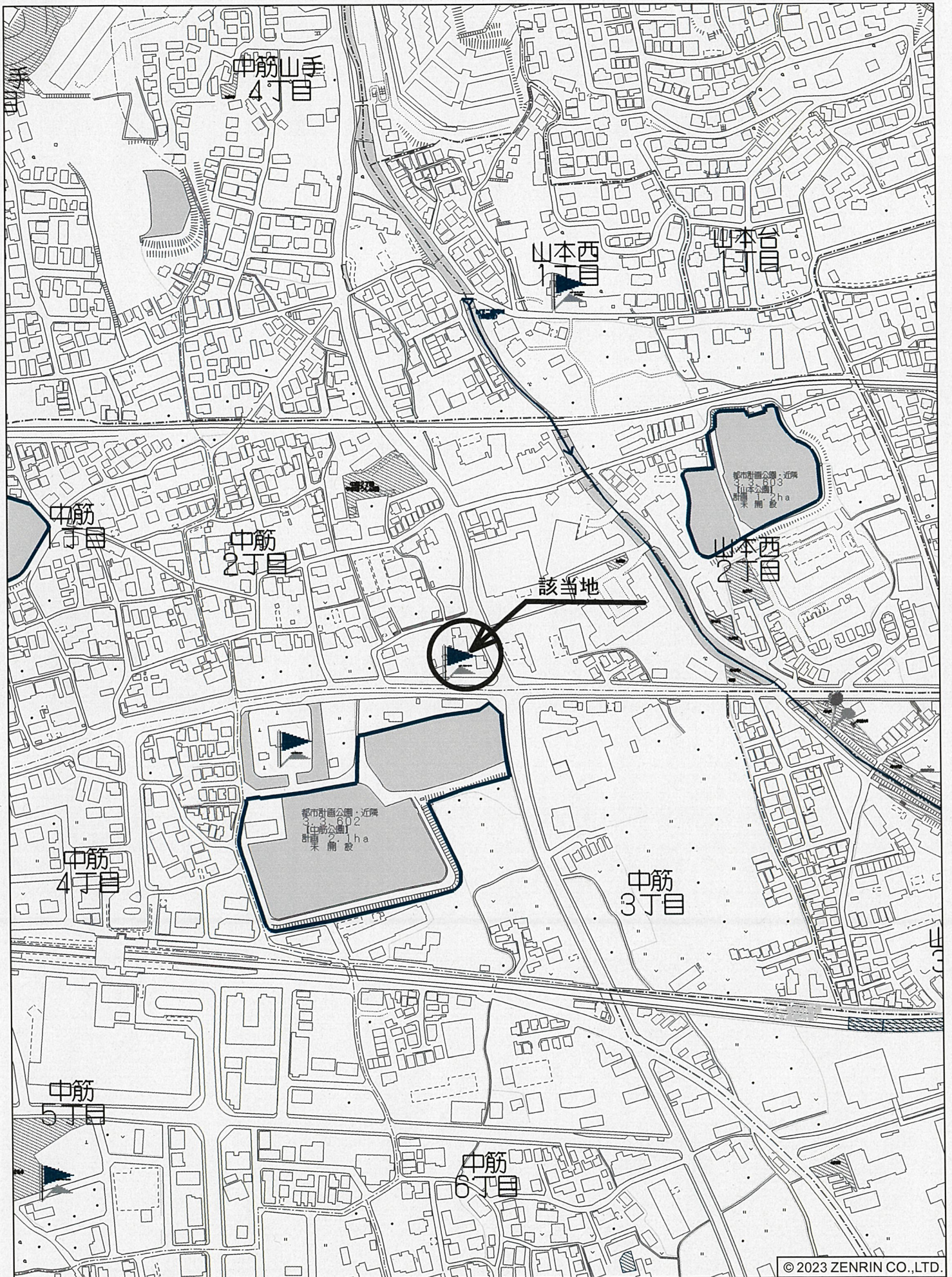
令和5年12月8日開催
令和5年度 第2回環境審議会

宝塚市の保護樹等に関する資料

諮問の趣旨

宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例に基づき指定している保全地区等のうち、下表のとおり所有者から枯損の申し出がありましたので、同条例第6条第1項に規定する保全地区等の指定の解除をするため、同条例第5条第3項及び第6条第2項並びに宝塚市環境基本条例第24条第2項第3号の規定に基づき諮問するものです。

所有者	指定番号	樹種	所在地	状態
(宗)八幡神社	27	ケヤキ	中筋2丁目92番1	枯損



万代宝塚中筋
伊勢津
ドライクリーニング

中筋2丁目

当該樹木



八幡神社駐車場

八幡神社

238-1
エヌエヌ
クリーニング
株式会社
伊勢津
中筋2丁目

⑥

中筋2

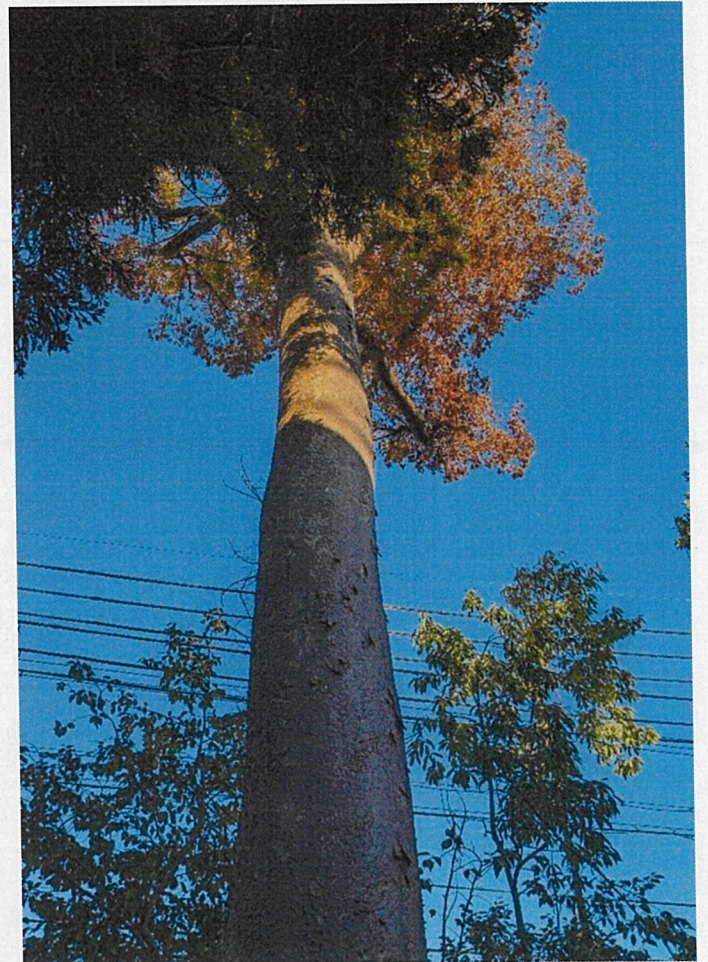
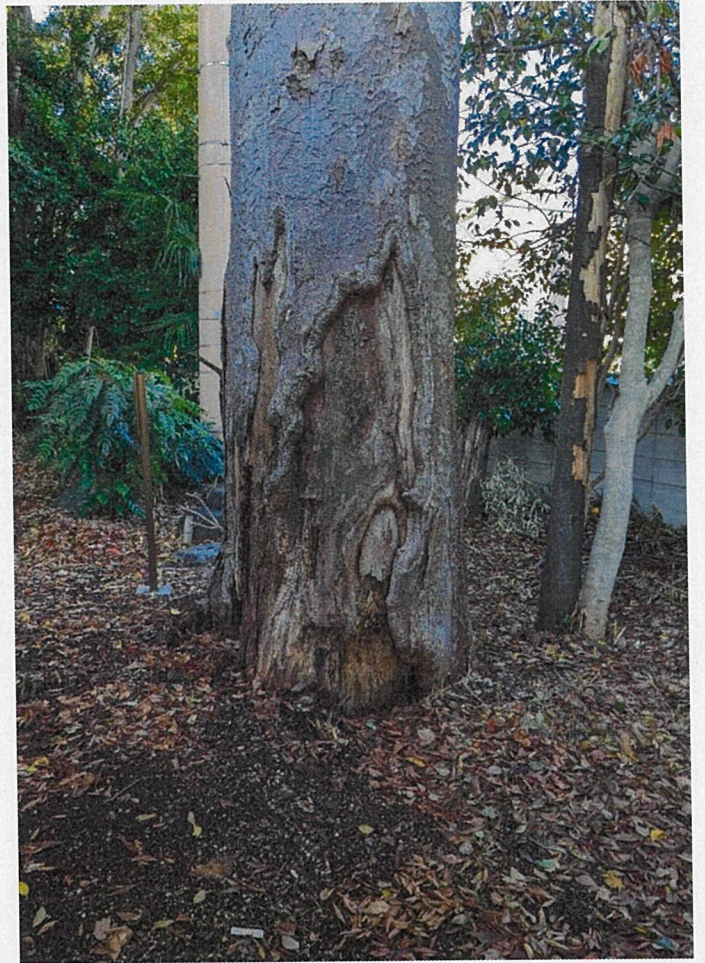
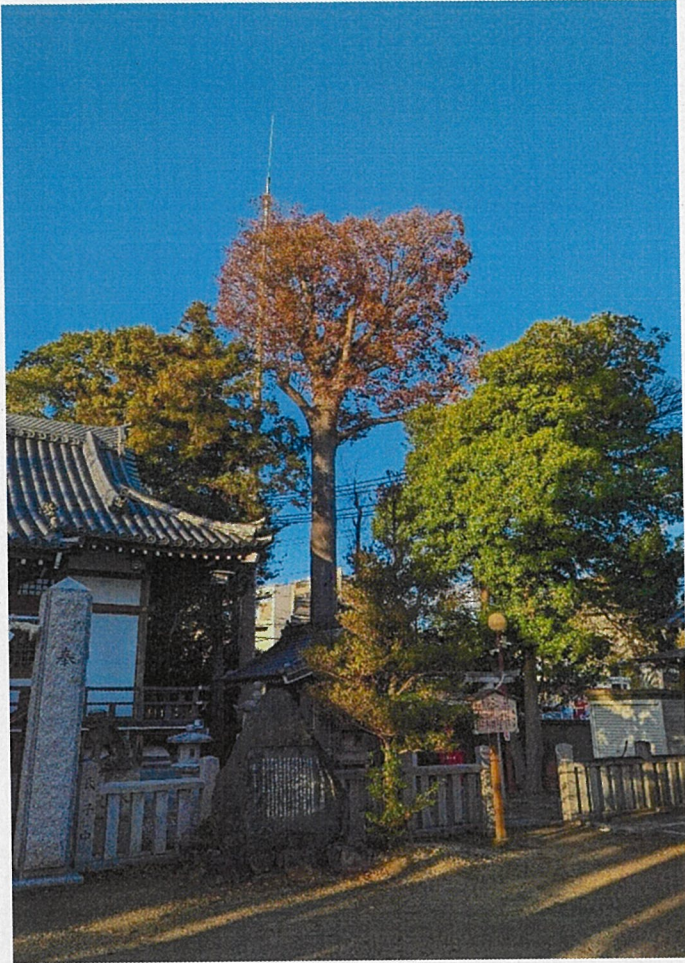
宝塚岸田建設株

Q176 ⑩ 別

駐車場

県道中

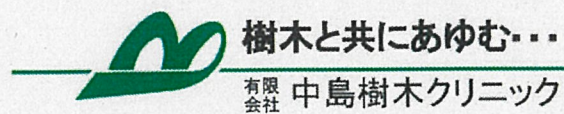
© 2023 ZENRIN CO.,LTD.



宝塚市長 御中

診 断 報 告 書

令和5年8月



診断報告書

令和5年8月17日

宝塚市長 御中

伊丹市中野北2丁目10番2号
有限会社 中島樹木クリニック
代表取締役 中島 佳徳



1. 診断場所：宝塚市中筋2-6-3 八幡神社
2. 診断日：令和5年8月12日(土)
3. 診断者：中島 佳徳 [(有)中島樹木クリニック 樹木医]
4. はじめに

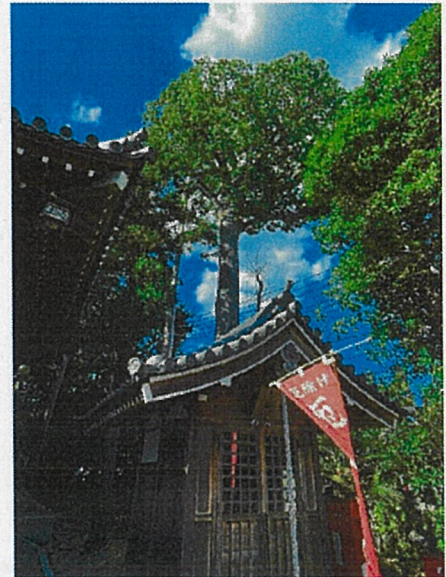
八幡神社境内に生育するケヤキについて、地際部に欠損、腐朽が見られ、倒木の危険性の有無について診断の依頼があった。

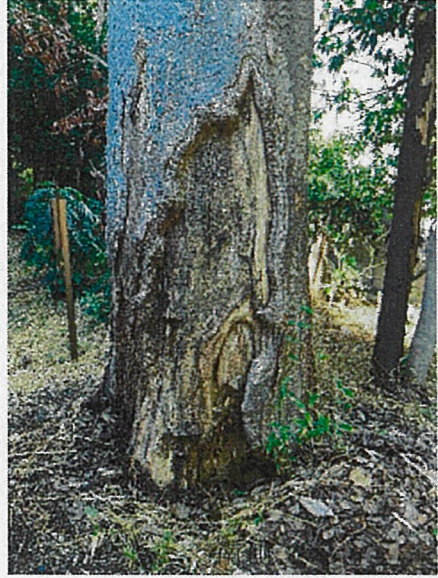
5. 診断結果及び対処方法について

対象となるケヤキは本殿東側に生育し、剪定により大枝は切り縮められた状況であった。

地際部については、樹皮枯死欠損や材の腐朽が見られ、特に南側の地際部の腐朽が著しい状況であった。半分以上の樹皮が欠損しており、また東側地際部にはコフキササルノコシカケが見られ、根株心材腐朽が進んでいると想定される。

レジストグラフを用いて主幹内部の腐朽診断結果を別紙に示す。高さ0.3mで診断を行った結果、腐朽割合は53.2%であり、辺材部から心材部にかけて腐朽・異常個所が見られた。枝葉量は剪定により少ないが、樹高は高く、重心が高いため地際部で折損する危険性が高く、伐採が望ましいと考える。今後台風が多い時期を迎え、出来るだけ早い時期の伐採が望ましい。





東側



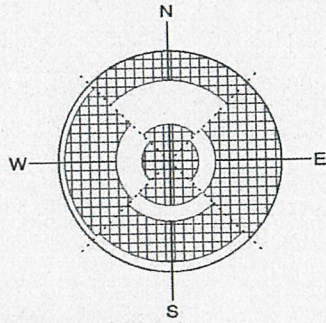
西側

精密診断カルテ (貫入抵抗値調査票)

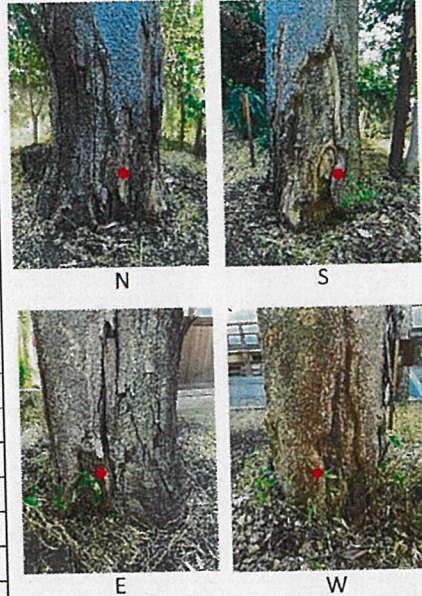
測定年月日 : 2023年 8月 12日

エリア名	八幡神社	樹種	ケヤキ	樹木番号	-	図面番号	-
測定者	中島 佳徳(樹木医)			樹木写真及び測定位置			
使用機種	レジストグラフPD-500	測定高さ	30 cm				
測定直径	NS	96 cm	EW	97 cm			

想定断面図



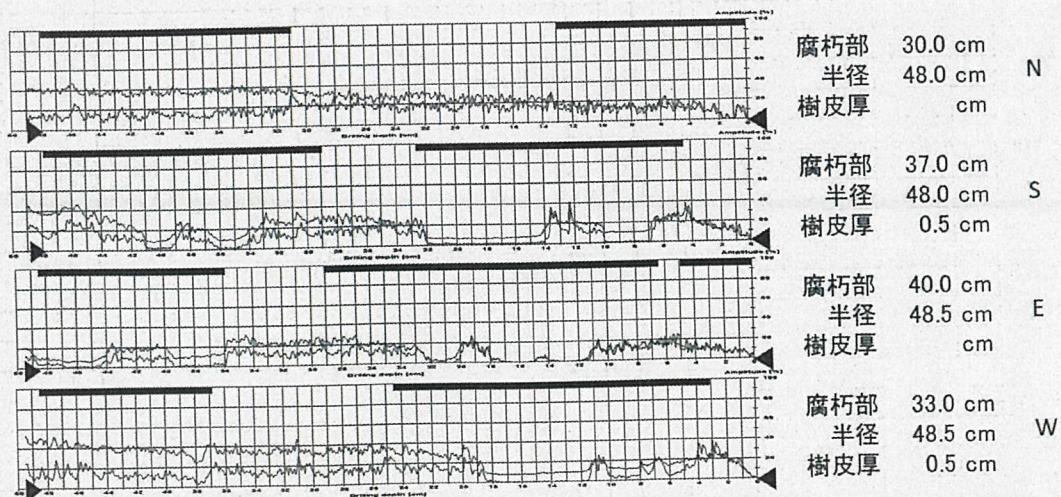
想定断面図による腐朽割合	E	53.2 %
健全材厚の割合(平均)		
健全材の厚さ/幹の半径①	/	=
健全材の厚さ/幹の半径②	/	=
健全材の厚さ/幹の半径③	/	=
健全材の厚さ/幹の半径④	/	=
平均値		



特記事項

腐朽割合は53.2%であり、主幹心材部及び偏在部の腐朽・異常部が著しく、倒伏の危険性が高い為、伐採が望ましいと考える。

出力データ



(ドリリンググラフ+フィードグラフ)

※半径は樹皮厚を含む

凡例

- ▶ ... データの終点
- ◻ 健全部
- ◼ 腐朽部
- ◀ データの開始

指定No.	樹種(指定No.)	所在地	指定年月日	数量	区分	状況	登記名義人
1※	ムクノキ(1)	小林1丁目31番地	S46.1.20	1本	保存樹	健全	
23※	樹林(23)	伊子志1丁目91番	S46.1.20	5,890㎡	保存樹林	健全	(宗)伊和志津神社
1.2	イチヨウ(1) クスノキ(2)	米谷2丁目143番	S59.1.23	2本	保護樹木	健全	(宗)圓慶寺
4	イチヨウ	御殿山2丁目270番	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	金森大明神
5	モミ	中筋3丁目75番	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	(宗)妙玄寺
6~10	ケヤキ(6, 7, 8, 9, 10)	小浜5丁目97番	S59.1.23	5本	保護樹木	健全	小浜村
11~14	ムクノキ(11, 16, 17)	小浜5丁目96番	S59.1.23	5本	保護樹木	健全	(宗)小浜皇大神社
16~17	クスノキ(12) イヌマキ(14)	宮の町13番 外	S59.1.23	1,959㎡	保護樹林	健全	(宗)川面神社
18	樹林(18)	1,959.06㎡					
22~26	クスノキ(22, 24)イチヨウ(23) ムクノキ(25)ケヤキ(26)	小浜5丁目341番 外	S59.1.23	5本	保護樹木	健全	(宗)毫羅寺(ごうしやうじ)
27	ケヤキ(27)	中筋2丁目92番1	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	(宗)八幡神社
28	イチヨウ(28)	川面1丁目4番	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	
29,30	クスノキ(29)エノキ(30)	川面1丁目19番	S59.1.23	2本	保護樹木	健全	
31	イヌマキ(31)	平井2丁目303番1	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	
32	タイサンボク(32)	小浜5丁目287番	S60.3.5	1本	保護樹木	健全	宝塚市
33	樹林(33)	11,060㎡	S60.3.5	11,060㎡	自然環境保全地区	健全	松尾神社 山本共有財産管理組合
34	樹林(34)	5,697.31㎡	S60.3.5	5,697㎡	自然環境保全地区	健全	天満神社 山本共有財産管理組合
36	カヤ(36)	下佐曾利字西川10番1	H37.7.19	1本	保護樹木	健全	
37	樹林(37)	4,000㎡	H37.7.19	4,000㎡	自然環境保全地区	健全	素盞鳴命神社
38	樹林(38)	4,142㎡	H37.7.19	4,142㎡	自然環境保全地区	健全	(宗)賈布神社
39	センダン(39)	中筋5丁目44番地	H37.7.19	1本	保護樹木	健全	(宗)妙玄寺
40	タラヨウ(40)	大原野字上良7番地	H37.7.19	1本	保護樹木	健全	阿弥陀寺
41	樹林(41)	7,000㎡	H37.7.19	7,000㎡	自然環境保全地区	健全	(宗)満願寺

<指定数量> 樹木合計 : 29本 (保存樹 1本、保護樹木 28本)

樹林合計 : 7ヶ所 39,748㎡ (保存樹林 1ヶ所 1,959㎡ 保護樹林 1ヶ所 5,890㎡ 自然環境保全地区 5ヶ所 31,899㎡)

保存樹、保存樹林 (※印) : 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条
保護樹等、自然環境保全地区 : 宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例(昭和57年条例第72号)第5条

○宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例

昭和57年10月1日

条例第72号

(保全地区等の指定)

第5条 市長は、自然環境を保全するため必要があると認める地区又は樹木等を自然環境保全地区又は保護樹等（以下「保全地区等」という。）として指定することができる。

2 前項の保全地区等の態様は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境保全地区 草地、樹林地、河川、池沼等を有し良好な自然環境又はすぐれた自然景観を形成している地区
- (2) 保護樹等 都市の美観又は風致を維持し、良好な都市景観を形成している樹木又は樹林

3 市長は、保全地区等を指定しようとするときは、保全地区等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）と協議の上、宝塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保全地区等を指定したときは、その旨を当該保全地区等の所有者等に通知するとともに、告示しなければならない。

(平8条例23・一部改正)

(指定の変更、解除)

第6条 市長は、自然環境保全地区の状況が著しく変化し、又は保護樹等が滅失若しくは枯死したときその他特別の理由があると認められるときは、保全地区等の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により指定を変更し、又は解除する場合は、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(届出の義務)

第9条 保全地区等の所有者等は、当該保全地区等の土地の形質の変更又は竹木の伐採をしようとするときは、当該行為をしようとする日の30日前までに、規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の規則で定める行為及び非常災害時の応急措置については、この限りでない。

2 保全地区等の所有者等は、規則で定める自然環境保全地区の状況に著しい変化があったとき、又は保護樹等が滅失若しくは枯死したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 保全地区等の所有者等の変更があったときは、新たに所有者等となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

○宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例施行規則

昭和57年10月1日

規則第74号

(届出等)

- 第5条 条例第9条第1項の規定による規則で定める届出は、自然環境保全地区内・保護樹等の行為届(様式第4号)により行わなければならない。
- 2 条例第9条第1項ただし書の規定により、市長への届出を要しない行為は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 条例第9条第2項の規定による規則で定める自然環境保全地区の状況に著しい変化があったときは、次の各号に掲げる場合をいう。
- (1) 河川、池沼等の水位又は水量に著しい増減が生じたとき。
- (2) 樹木の生態に著しい変化があったとき。
- (3) その他自然環境が著しく損われたとき。
- 4 条例第9条第2項の規定による樹木の滅失等の届出は、保全地区等の状況変化届(様式第5号)によるものとする。

別表(第5条関係)

区分	届出を要しない行為
自然環境保全地区及び保護樹林	1 次に掲げる伐採、除去等 (1) 枯損した竹木等の伐採、除去 (2) 災害等のおそれのある危険な竹木の補強、伐採、除去 (3) 仮植した竹木の移植 2 土地の形質の変更で、指定対象地物に支障を及ぼすおそれのない軽微な切土、盛土等 3 水面の埋立て又は干拓で、当該計画面積が小規模で支障を及ぼさないもの 4 地下における建築物若しくは土地の形質の変更で影響を及ぼさないもの 5 仮設工作物の短期間の設置 6 樹木保育のための整枝、害虫の駆除、施肥等通常行われる行為
保護樹木	1 樹木保育のための整枝、害虫の駆除、施肥等通常行われる行為